公益社団法人日本矯正歯科学会　認定医制度施行細則

第 1 条　公益社団法人日本矯正歯科学会認定医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条（以下「本細則」という）に従うものとする。

（認定医）

第 2 条　規則第 6 条の申請をしようとする者は、別に定める申請料を添えて次の書類を学会に提出しなければならない。

（1）　認定医申請書（様式 1）
（2）　履歴書（様式 2）
（3）　歯科医師免許証写
（4）　審査症例リスト（様式 3）
（5）　審査症例の概要（様式 4）
（6）　自己治療症例誓約書（様式 5）
（7）　倫理規程誓約書（様式 6）・医療広告ガイドライン誓約書（様式 6）
（8）　基本・臨床研修証明書
（9）　業績目録
（10）報告した臨床論文の写し
（11）その他委員会が必要に応じて求める書類等

（矯正歯科基本研修）

第 3 条　規則第 6 条（3）の別に定める認定研修施設制度規則に基づく日本歯科専門医機構（以下「機構」という）認定の基本研修施設における矯正歯科基本研修（以下「基本研修」という）は 2 年以上の常勤とし、平成 18 年度に必修化された歯科医師卒後臨床研修の 1 年間を含まない。基本研修には、別に定める所定の研修項目、研修時間を基準とする講義、実習、演習セミナー等がすべて含まれていなければならない。

（矯正歯科臨床研修）

第 4 条　矯正歯科臨床研修（以下「臨床研修」という）とは、基本研修を修了した後に別に定める認定研修施設制度規則に基づく機構認定の臨床研修施設において常勤で行う研修をいう。

2. 臨床研修は、基本研修の期間を含めて合計 5 年以上、基本研修の症例を含めて合計 150 症例以上の矯正歯科治療の研修をいう。

（矯正歯科基本研修修了程度検定試験）

第 5 条　基本研修を修了した者と同等の学識、技術を有するか否かを審査するために、別に定める基本研修修了程度検定試験を原則として年 1 回行う。基本研修修了程度検定試験は卒後教育委員会で実施し、理事会で合否を認定する。

2. 基本研修修了程度検定試験を申請するには、歯科医師免許取得後に 5 年以上の本学会の正会員歴を有していなければならない。

（矯正歯科臨床研修修了程度検定審査）

第 6 条　臨床研修を修了した者と同等の学識、技術、経験を有するか否かを審査するために、別に定める臨床研修修了程度検定審査を原則として年 1 回行う。臨床研修修了程度検定審査は認定医委員会で実施し、理事会で合否を認定する。

2. 臨床研修修了程度検定審査を申請しようとする者は、以下のいずれかの条件を満たさなければならない。

（1）本細則第 5 条に定める基本研修修了程度検定試験に合格し、8 年以上臨床研修施設において矯正歯科臨床を行い、150 症例以上の矯正歯科臨床経験と、学会の認めた刊行物に掲載された矯正歯科臨床に関連する論文一編を有する者。なお、この 8 年以上の期間は正会員でなければならない。本号に該当する者は、臨床研修証明書（様式 2－2－（2））の提出を必要とする。

（2）本細則第 5 条に定める基本研修修了程度検定試験に合格し、8 年以上臨床研修施設以外の医療施設において矯正歯科臨床を行い、150 症例以上の矯正歯科臨床経験を有し、学会の認めた刊行物に掲載された矯正歯科臨床に関連する論文一編に加え、さらに 5 年以内に矯正歯科臨床に関連する論文または発表を行っている者。なお、この 8 年以上の期間は正会員でなければならない。本号に該当する者は、臨床研修修了程度検定審査申請者推薦状（様式 2－2－（3））の提出を必要とする。

（3）基本研修を修了した後、基本研修を修了するために要した期間以外に 3 年以上臨床研修施設以外の医療施設において矯正歯科臨床を行い、基本研修に要した期間を含めて 150 症例以上の矯正歯科臨床経験を有し、学会の認めた刊行物に掲載された矯正歯科臨床に関連する論文一編に加え、さらに 5 年以内に矯正歯科臨床に関連する論文または発表を行っている者。なお、この 5 年以上の期間は正会員でなければならない。本号に該当する者は、基本研修証明書（様式 2－2－（1））、および臨床研修修了程度検定審査申請者推薦状（様式 2－2－（3））の提出を必要とする。

3. 臨床研修修了程度検定審査は、認定医委員会が認定医審査時に行う。

第 7 条　規則第 6 条（5）及び本細則第 6 条 2 項（1）（2）（3）の矯正歯科臨床に関連する論文または発表は、申請者本人が筆頭者でなければならない。

2. 規則第 6 条（5）及び本細則第 6 条 2 項（3）の矯正歯科臨床に関連する論文に代

わって基礎系論文で申請しようとする者は、基本研修施設の専門研修プログラム統括責任者による臨床実績評価を必要とする（様式 7）。

3. 本細則第 6 条 2 項（2）（3）の矯正歯科臨床に関する発表とは、学会または学会の認めた学術集会における筆頭者としての症例発表・症例展示・症例報告・学術展示・学術発表を意味し、さらにその要旨が学会の認めた刊行物（学術大会抄録集を含む）に掲載されていなければならない。

第 8 条　規則第 6 条（5）、第 13 条及び本細則第 6 条 2 項（1）（2）（3）の学会の認めた刊行物は別に定めるが、原則として査読制度を有するものとする。

第 9 条　規則第 10 条の登録をしようとする者は、別に定める登録料を、審査の合格通知が発送された日以降 1 ヵ月以内に学会に納入しなければならない。

第 10 条　規則第 11 条の認定の更新を受けようとする者は、別に定める更新申請料を添えて次の書類を、認定期限の最終年度に行われる更新審査の申請期限までに学会に提出しなければならない。

（1）認定医更新申請書、認定更新調書および業績目録（様式 8）
（2）業績目録に示された業績報告を証明する別刷（コピーも可）または掲載証明書等の添付
（3）別に定める所定の専門領域研修の単位の達成証明書（様式 9）
（4）倫理規程誓約書（様式 6）・医療広告ガイドライン誓約書（様式 7）
（5）その他委員会が必要に応じて求める書類等

第 11 条　規則第 11 条に関して、本人が天災、病気、出産、外国出張等止むを得ない事由により所定の更新申請ができなかったと委員会が認めた場合には、その事由が消滅した時点で、さかのぼって更新の申請をすることができる。

2. 更新審査の結果、業績または症例審査において審査基準を満たさなかった場合、次年度以後 2 年以内に委員会の定めに従い再審査を受ける事ができる。
3. 過去に更新が行えなかった場合、委員会の定めに従い再審査を受ける事ができる。

第 12 条　規則第 13 条（2）の報告とは、著書、学会が認めた刊行物での論文・臨床報告、および学会または学会の認めた学術集会での臨床に関する発表（特別講演、シンポジウム口演、口演、並びに症例展示を除いた学術展示、認定医更新のための症例報告、その他）をいう。

2. 著書、学会が認めた刊行物での論文及び臨床報告については、筆頭者でなければならない。著書が分担執筆の場合は、分担した項目の筆頭者でなければならない。
3. 学会または学会の認めた学術集会での臨床に関する発表については、筆頭者であ

って、その要旨が学会の認めた刊行物（学術大会抄録集を含む）に掲載されていなければならない。

（補則）

第 13 条　本細則を変更し、又は廃止しようとするときは、委員会、理事会の決議を経なければならない。

（附則）

1. 本細則は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。
2. 終身認定医制度の廃止に伴い、平成 20 年度以後、満 65 歳を過ぎて更新する場合に必要な専門医領域研修の単位は次のとおりとする。
   平成 20 年度更新者（65 歳以上）0 単位
   平成 21 年度更新者（65 歳以上）15 単位
   平成 22 年度更新者（65 歳以上）30 単位
   平成 23 年度更新者（65 歳以上）45 単位
   平成 24 年度更新者（65 歳以上）60 単位
   平成 25 年度以降の更新希望者は、65 歳を超えていても、規則第 8 条に定める更新の条件を満たさなければならない。
3. 本細則第 3 条に定めた基本研修修了程度検定試験は平成 24 年 12 月 31 日までの施行、臨床研修修了程度検定審査は平成 27 年 12 月 31 日までの施行とする。
4. 本細則は、平成 20 年 9 月 16 日に改正し、同日から施行する。
5. 本細則第 4 条における臨床研修施設には、平成 20 年度に制度化された臨床研修施設以外に、平成 25 年度までは指導医もしくは臨床指導医が常勤する医療施設を含めるものとする。
6. 本細則は、平成 22 年 3 月 2 日に改正し、同日から施行する。
7. 本細則は、平成 23 年 3 月 3 日に改正し、同日から施行する。
8. 本細則は、平成 23 年 10 月 17 日に改正し、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
9. 本細則は、平成 24 年 9 月 26 日に改正し、同日から施行する。
10. 本細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。
11. 本細則は，平成 28 年 2 月 29 日に改正し，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
12. 本細則は、令和元年 11 月 20 日に改正し、同日から施行する。
13. 本細則は、令和 7 年 2 月 27 日に改定し、同日から施行する。ただし、令和元年 11 月 20 日施行の本細則第 3 条、第 4 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 13 条ないし第 22 条の規定については、令和 10 年（2028）3 月末日まではなおその効力を有する。

（別表）基本研修時間表

年間研修時間 1,320 時間（220 日）以上

2 年間研修時間 2,640 時間以上

〔参考〕講義：40 時間＋30 時間＝70 時間

基礎実習：6 時間×90 日＝540 時間

演習セミナー：2 時間×70 症例×2 年＝280 時間

臨床実習：1 時間×70 症例×25 回＝1,750 時間

年間休日数（祝休日、土・日曜日、休暇）：

145 日＝13 日＋104 日＋28 日

年間研修日数：220 日＝365 日－145 日

年間研修時間：1,320 時間＝6 時間×220 日

臨床研修時間表

年間研修時間 1,320 時間（220 日）以上

3 年間研修時間 3,960 時間以上

（申請料、更新申請料および登録料）

当分の間下記のとおりに定める。

認定医申請料 20,000 円

認定医登録料 30,000 円

認定医更新申請料 10,000 円

基本研修修了程度検定試験申請料 20,000 円

矯正歯科臨床研修修了程度検定審査申請料 30,000 円

（専門領域研修の単位）

認定の更新に必要な専門領域研修の単位（更新前年の 12 月 31 日までに取得）

＊認定の更新申請（第 1 回目）40 単位以上

＊認定の更新申請（第 2 回目）50 単位以上

＊認定の更新申請（第 3 回目以降）75 単位以上（ただし認定医制度規則第 2 章第 12条に定める矯正歯科臨床に直接関係する報告を行なった場合は 50単位以上）

（専門領域研修の単位）

（１）学会出席

・本学会総会・学術大会出席	10 単位
・地区学会等学術大会出席	7 単位
・学会が認めた国内外の関係学会出席	5 単位
（２）学会が認めた生涯研修への出席	5 単位